

1 保険税率

課税区分	保険税率											
	R6（現行）				R7（R7.4.1施行）				R8			
	所得割 （％）	資産割 （％）	均等割 （円／人）	平等割 （円／人）	所得割 （％）	資産割 （％）	均等割 （円／人）	平等割 （円／人）	所得割 （％）	資産割 （％）	均等割 （円／人）	平等割 （円／人）
医療費給付分	7.30	－	21,000 （第5条）	9,000 （第5条の2）	7.30	－	24,000 （第5条）	－	7.30	－	24,000	－
後期高齢者 支援金分	2.30	－	9,000 （第7条）	－	2.30	－	12,000 （第7条）	－	2.30	－	12,000	－
介護納付金分	1.80	－	9,000 （第9条）	－	1.80	－	12,000 （第9条）	－	1.80	－	12,000	－

2 均等割額の減額（21条関係）

【令和6年度】

課税区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減	左記以外の世帯
医療費給付分	21,000円×0.7＝14,700円 （第21条第1項第1号ア）	21,000円×0.5＝10,500円 （第21条第1項第2号ア）	21,000円×0.2＝4,200円 （第21条第1項第3号ア）	
後期高齢者 支援金分	9,000円×0.7＝6,300円 （第21条第1項第1号ウ）	9,000円×0.5＝4,500円 （第21条第1項第2号ウ）	9,000円×0.2＝1,800円 （第21条第1項第3号ウ）	
介護納付金分	9,000円×0.7＝6,300円 （第21条第1項第1号エ）	9,000円×0.5＝4,500円 （第21条第1項第2号エ）	9,000円×0.2＝1,800円 （第21条第1項第3号エ）	
未就学児	(21,000円-14,700円) / 2＝3,150円 （第21条第2項第1号ア）	(21,000円-10,500円) / 2＝5,250円 （第21条第2項第1号イ）	(21,000円-4,200円) / 2＝8,400円 （第21条第2項第1号ウ）	21,000円/2＝10,500円 （第21条第2項第1号エ）
未就学児 （後期高齢者 支援金分）	(9,000円-6,300円) / 2＝1,350円 （第21条第2項第2号ア）	(9,000円-4,500円) / 2＝2,250円 （第21条第2項第2号イ）	(9,000円-1,800円) / 2＝3,600円 （第21条第2項第2号ウ）	9,000円/2＝4,500円 （第21条第2項第2号エ）

【令和7年度】

課税区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減	左記以外の世帯
医療費給付分	24,000円×0.7＝16,800円 （第21条第1項第1号ア）	24,000円×0.5＝12,000円 （第21条第1項第2号ア）	24,000円×0.2＝4,800円 （第21条第1項第3号ア）	
後期高齢者 支援金分	12,000円×0.7＝8,400円 （第21条第1項第1号イ）	12,000円×0.5＝6,000円 （第21条第1項第2号イ）	12,000円×0.2＝2,400円 （第21条第1項第3号イ）	
介護納付金分	12,000円×0.7＝8,400円 （第21条第1項第1号ウ）	12,000円×0.5＝6,000円 （第21条第1項第2号ウ）	12,000円×0.2＝2,400円 （第21条第1項第3号ウ）	
未就学児	(24,000円-16,800円) / 2＝3,600円 （第21条第2項第1号ア）	(24,000円-12,000円) / 2＝6,000円 （第21条第2項第1号イ）	(24,000円-4,800円) / 2＝9,600円 （第21条第2項第1号ウ）	24,000円/2＝12,000円 （第21条第2項第1号エ）
未就学児 （後期高齢者 支援金分）	(12,000円-8,400円) / 2＝1,800円 （第21条第2項第2号ア）	(12,000円-6,000円) / 2＝3,000円 （第21条第2項第2号イ）	(12,000円-2,400円) / 2＝4,800円 （第21条第2項第2号ウ）	12,000円/2＝6,000円 （第21条第2項第2号エ）